

## 足羽川ダム環境モニタリング委員会規約

### 第1条（名称）

本会は、「足羽川ダム環境モニタリング委員会」（以下「委員会」という）と称する。

### 第2条（設置）

委員会は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長（以下「事務所長」という）が設置する。

### 第3条（目的）

委員会は、足羽川ダム建設事業における工事中の環境の状況に関する調査結果の分析及び評価、並びに環境保全措置の実施について環境面からの意見を述べることを目的とする。

### 第4条（委員会）

- 1) 委員会の委員は、別紙のとおりとし、事務所長が委嘱する。
- 2) 委員の任期は、原則4年として、再任を妨げない。
- 3) 委員会には委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4) 委員長は、会務を掌理する。
- 5) 委員長は、委員会を招集し、開催する。
- 6) 委員会は、委員総数の半数以上の出席をもって成立するものとする。

### 第5条（委員会の公開）

委員会は、原則公開とし、その結果については公表する。

なお、希少動植物の保護の観点から、確認位置等は委員の合意を得て非公開とする。

### 第6条（事務局）

委員会の事務局は、近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所に置く。

### 第7条（開催）

委員会は、足羽川ダム建設事業に係る環境モニタリングを完了するまでの間とする。

委員会の開催は、原則年1回とするが、必要に応じて隨時開催する。

### 第8条（雑則）

- 1) 事務所長は、委員長の要請等により、必要に応じ委員を加えることができる。
- 2) 委員長は、必要に応じて事務局に対し、本委員会の委員以外の学識経験を有する者に意見を求めることを要請できる。
- 3) この規約に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は委員長が定める。

#### 附則（施行期日）

この規約は、平成26年3月14日から施行する。

この規約は、令和2年3月19日から施行する。

この規約は、令和3年12月8日から施行する。

この規約は、令和6年11月27日から施行する。

(別紙)

足羽川ダム環境モニタリング委員会 委員名簿

委員氏名	担当分野	現職等
うえの 上野 裕介	鳥類 生態系	石川県立大学 生物資源環境学部 環境科学科 准教授
おくむら 奥村 充司	水環境	福井工業高等専門学校 環境都市工学科 准教授
◎ 福原 輝幸	水環境	福井大学 名誉教授
まつた 松田 隆喜	魚類	福井県立道守高等学校 教諭
まつもと 松本 淳	植物	越前町立福井総合植物園 園長

◎ 委員長 ※ 敬称略、五十音順